

佐賀県露地野菜 100 億円アップ推進事業実施要領

〔 園第 639 号 〕
令和元年 6 月 28 日

改正 令和元年 8 月 16 日 園第 1048 号

改正 令和 2 年 5 月 28 日 園第 391 号

改正 令和 3 年 5 月 14 日 園第 321 号

改正 令和 4 年 3 月 31 日 園第 2756 号

改正 令和 5 年 5 月 9 日 園農第 87 号

改正 令和 5 年 10 月 26 日 園農第 1571 号

第 1 趣旨

関係機関及び関係団体と一体となって展開している「さが園芸生産 888 億円推進運動」では、園芸農業産出額を令和 10 年までに 888 億円に拡大することとしており、このうち露地野菜については、今後 10 年間で 100 億円のアップを目標に掲げているところである。

この目標の達成に向け、本事業により露地野菜・露地花きの新規作付や面積拡大を推進するものとする。

第 2 事業構成

1 本事業は、次に掲げる事業により構成されるものとする。

(1) 露地野菜導入チャレンジ事業

(2) 露地野菜生産拡大支援事業

2 1 の (1) 及び (2) の事業の内容等については、別記 1 及び別記 2 によるものとする。

第 3 事業の実施期間

令和元年度から令和 8 年度までの 8 年間とする。

第 4 県の助成措置

県は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

ただし、別記 1 第 4 の規定に基づき、複数年度の事業計画の認定を受けた場合においては、年度ごとに別記 1 第 7 の手続きを行うこととし、事業計画 2 カ年目の事業実施については、当該補助金を交付する年度の県予算の成立を条件とする。

第 5 書類の経由

この要領に基づき提出する書類は、所轄農林事務所地域農業振興センター（杵藤農林事務所管内は藤津農業振興センター）を経由することとし、その提出部数は 1 部とする。

第 6 個人情報の取扱い

本事業により得られた氏名、住所等の個人情報については、本事業のためにのみ使用し、それ以外の目的には使用しないものとする。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めるとおりとする。

第 7 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、農林水産部長が必要に

応じて別に定めるものとする。

附則 この要領は、令和元年 6 月 28 日から施行する。

附則 この要領は、令和元年 8 月 16 日から施行する。

附則 この要領は、令和 2 年 5 月 28 日から施行する。

附則 この要領は、令和 3 年 5 月 14 日から施行する。

附則 この要領は、令和 4 年 3 月 31 日から施行し、令和 4 年度の補助金から適用する。

附則 この要領は、令和 5 年 5 月 9 日から施行する。

なお、令和 4 年度までに採択された事業実施主体は、従前の実施要領により実施状況報告書を提出すること。

附則 この要領は、令和 5 年 10 月 26 日から施行する。

別記1 露地野菜導入チャレンジ事業

第1 事業の内容

本事業は、露地野菜・露地花きの新規作付けを行う事業主体に対し、露地野菜・露地花きの生産に必要な初期段階の経費の支援等を行う事業とする。

第2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、県内に居住し、事業の実施及び会計処理を適正に行い得る体制を有する以下の農業者又は団体とする。

- 1 県内に居住する農業者
- 2 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の規定する法人をいう。以下同じ。）
- 3 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）
- 4 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。以下同じ。）

第3 対象品目

本事業の対象となる露地野菜及び露地花きの品目（以下「対象品目」という。）は、以下のとおりとする。

- 1 野菜生産出荷安定法施行令（昭和41年7月1日政令第224号）に定められている指定野菜及び野菜生産出荷安定法施行規則（昭和41年農林省令第36号）に定められている特定野菜であって露地で栽培される野菜。ただし、きゅうり、トマト、ピーマン、いちご、メロン、スイカ、アスパラガスは除く。
- 2 その他、地域で産地化が期待される露地野菜。
- 3 シンテッポウユリ、ホオズキ。

第4 対象期間

本事業は、新規作付から3年以内の取組を対象とする。

ただし、補助対象となる経費は、事業採択年度に発生する経費とし、原則として交付決定日から当該年度末までに完了するものに限る。

なお、定植前準備から収穫までに係る経費が年度をまたぐことにより、複数年度での事業実施が必要な場合には、事業採択年度から翌年度までの最長2年間の計画として認定を受けることができるものとする。

第5 取組内容

事業実施主体は、露地野菜・露地花きの新規作付けを行うため、下記の取組を行う。

- 1 検討会の開催
露地野菜・露地花きの新規作付けを行うため、技術面や販売面での課題抽出やその解決に向けた取組内容及びスケジュールの確認などを行う検討会の開催。
- 2 技術講習会の開催等
技術面の課題解決のため、技術の習得等を目的とした講習会の開催又は、講習会への参加。
- 3 栽培の実証
露地野菜・露地花きを安定的に生産するための栽培の実証。
- 4 その他、特に必要と認められる活動

第6 事業の採択要件

事業の採択要件は、次のとおりとする。

- 1 事業実施主体において新規作付けから3年以内に取り組む品目であること。ただし、事業採択は品目ごとに1回限りとする。
- 2 県内の農地で、初年度（事業採択年度。ただし、複数年度の計画を立てる場合は、事業最終年度）と目標年（初年度の翌々年度、以下同じ）に作付けする面積は、以下に定める面積以上であること。
 - (1) 露地野菜
初年度に作付けする面積が30アール以上であり、目標年度に1ヘクタール以上作付けする目標を定めていること。
ただし、以下のいずれかに該当する場合は、初年度に作付けする面積を10アール以上とし、目標年度に30アール以上作付けする目標を定めていること。
ア 栽培の実証を行う圃場の過半が、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の1の（1）に規定する対象地域内の田・畑、又は「農林統計に用いる地域区分の制定について」において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域内の田・畑であること。
イ 栽培実証を行う品目が1株から複数回収穫する労働集約型の品目であること。
 - (2) 露地花き
初年度に作付けする面積が5アール以上であり、目標年度に15アール以上作付けする目標を定めていること。
- 3 事業実施主体、又はその構成員等は、さが園芸農業振興産地計画策定要領（平成31年3月7日付け園第2474号）に規定する「園芸産地888計画」に位置付けられていること、又は策定していること。

第7 事業実施計画

- 1 事業実施計画の内容及び提出手続
 - (1) 事業実施主体は、様式第1-1号により事業実施計画を作成し、知事に申請するものとする。ただし、第4の規定に基づき、複数年度の事業計画の認定を受けた場合においては、年度ごとに事業実施計画を作成し、知事に申請するものとする。
(2) 知事は、(1)により申請された事業実施計画の内容が第6に掲げる要件等を満たすかどうかを確認し、当該要件等を満たすと認めた場合には、予算の範囲内で採択するとともに、事業実施主体に承認の通知を行うものとする。
- 2 次に掲げる事業実施計画の変更は重要な変更とし、その手続は1に準じて行うものとする。
 - (1) 事業の中止又は廃止
 - (2) 30%を超える事業費の減少
 - (3) その他、事業実施の根幹に関わる事業内容の変更

第8 事業の着手等

- 1 事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。
ただし、事業の効果的な実施を図る上で、やむを得ない場合であり、かつ第7の1の(2)による事業計画の承認がなされている場合は、交付決定前に着手することができるものとする。
この場合、事業実施主体は、その理由を様式第1-2号により知事に届け出るものとする。
なお、この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は、自ら負担することを了知のうえで行うものとする。
- 2 過去に例のないような甚大な気象災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、知事が特に必要と認める場合にあっては、事業計画の承認がなされる前であっても、緊急に事業を実施することができるものとする。
なお、この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は、自ら負担す

ることを了知のうえで行うものとする。

第9 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、目標年度まで、毎年度、様式第1－3号により事業実施状況報告書を作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに、知事に提出するものとする。
- 2 知事は、1の報告の内容について検討し、必要があると認めるときは、事業実施主体の業務の状況、補助金の交付のための措置について報告を求め、調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。
- 3 知事は、2で求めた報告の徴収、調査の実施等の結果により、事業実施主体が補助金を不正に受給していると判断した場合には、補助金の返還等の措置を講じることができる。

(様式第 1－1 号)

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

事業実施主体名
所 在 地
代表者役職名・氏名

佐賀県露地野菜 100 億円アップ推進事業実施計画の（変更）承認申請
について（ 年度目）

佐賀県露地野菜 100 億円アップ推進事業実施要領別記 1 の第 7 に基づき、関係書類を添えて
（変更）承認申請します。

（変更の理由）

〔関係書類〕

- ・ 露地野菜導入チャレンジ事業実施計画書（別紙 A－1）（添付資料含む）
- ・ 誓約書（別紙 B、別紙 C）

（注意）

- 1 取組品目ごとに事業実施計画（変更）の承認申請をする。
- 2 事業実施計画の承認申請を行う場合は、（変更）、（変更の理由）を消去すること。
- 3 変更承認申請を行う場合には、（変更）及び（変更の理由）の（ ）を消去し、変更の理由を記入すること。また、事業実施計画の承認通知があった計画の内容と変更後の計画の内容とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載する。
- 4 個人申請の場合は、代表者役職名・氏名は記入不要。
- 5 複数年度計画の場合には、標題の（ 年度目）の空欄に 1 又は 2 を記入すること。単年度計画の場合には、（ 年度目）を消去すること。

(別紙A－1)

露地野菜導入チャレンジ事業実施計画書

1 事業実施主体の概要

団体名		
代表者名		
担当者名		
	(TEL)	(FAX)
	(E-mail)	

(注意) 担当者は、本事業の実施及び会計手続等の窓口となる者を記載する。

2 事業の目的

3 対象品目・新規作付け年月

・令和〇年〇月

4 園芸産地 888 計画の策定主体

例) 〇〇部会、法人名など

5 目標

	採択後作付1年目 (令和〇年度)	採択後作付2年目 (令和〇年度)	目標年 (令和〇年度)
作付面積の拡大 (ha)			

注1 作付面積は、小数点第3位を切り捨てて記入すること。

2 目標年は採択後作付1年目の翌々年度とする

3 複数年度計画の場合、事業最終年度を採択後作付1年目とする。

6 事業計画

経費の内訳	事業量	事業費 (円)	負担区分		実施 時期	備考
			県補助金 (円)	その他 (円)		
例) (1年度目) ・検討会の開催 ・技術講習会の開催 ・実証にかかる経費	〇回 〇回 〇袋					
(2年度目) ・種苗費 ※複数年度事業を申請 する場合のみ記入	〇トレー					
合計						

(注意)

(1) 「備考」には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額〇〇〇円(県費相当額)」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は「含税額」とそれぞれ記入すること。

減額した金額＝(消費税額×実質補助率〔県費補助金/消費税抜き額:端数処理は行わない〕)
小数点以下切り捨て

7 事業の実施により見込まれる効果

8 事業完了(予定)年月日

9 添付書類

- ・見積書等事業費の積算根拠となる資料
- ・作付圃場の所在地及び面積が確認できる資料(参考様式1)
- ・栽培計画書
- ・事業実施主体の規約等(団体の場合)
- ・園芸産地888計画
- ・その他必要な資料

(別紙B)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己または団体の構成員が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

〔事業実施主体の住所又は事務所所在地〕

住 所

〔団体名、代表者の役職名、氏名及び生年月日〕

(ふりがな)

団体名

(ふりがな)

役職名

(ふりがな)

氏 名

生年月日 (昭和・平成) 年 月 日

- 注 1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。
- 2 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者 及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。
- 3 個人申請の場合、団体名及び役職名の項は記入不要。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報、佐賀県露地野菜 100 億円アップ推進事業に関する事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。

(別紙C)

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

事業実施主体名

所 在 地

代表者役職名・氏名

種苗法に関する誓約書

私は、佐賀県露地野菜 100 億円アップ推進事業に申請するにあたり、下記の事項を確認し、遵守することを誓約します。これに反した場合、当事業の補助金の返還を命じられても異議を申し立てません。

記

- ☐他人の畑から苗や穂木を無断で採取しません。
- ☐育成者権者に無断で苗の増殖や高接をしません。
- ☐無断で増殖した苗や穂木を第三者に譲渡しません。
- ☐無断で増殖した苗や穂木を第三者から譲受しません。
- ☐佐賀県登録品種について、育成者権者に無断で第三者に譲渡しません。
- ☐生産地域が県内に制限されている品種については、県外で生産しません。
- ☐県内で生産が認められていない他県の登録品種については、育成者権者に無断で苗や穂木の譲受や栽培をしません。
- ☐第三者による苗や穂木の盗難を防止するため、圃場を厳重に管理するとともに、収穫が終了した苗や果樹のせん定枝は適切に処分（焼却・粉砕）します。
- ☐種苗法や県育成品種の許諾方針に違反すると思われる行為を発見した場合は県に通報します。
- ☐種苗法違反を犯した場合の罰則を理解しています。
 - （参考）種苗法違反の罰則
 - ・ 10 年以下の懲役または、1,000 万円以下の罰金（法人は 3 億円）
 - ・ 当該品種の生産・販売の差し止め（樹木の伐採、果実の処分など）
 - ・ 無断利用によって育成者が被った損害の賠償

注 1) 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。

2) 記以下の事項を遵守する場合は、□欄にチェックを入れること。

3) 個人申請の場合は、代表者役職名・氏名の項は記入不要。

(様式第 1－2 号)

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

事業実施主体名
所 在 地
代表者役職名・氏名

佐賀県露地野菜 100 億円アップ推進事業の補助金交付決定前着手届

佐賀県露地野菜 100 億円アップ推進事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承のうえ、補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 補助金交付決定前に着手する事業実施主体については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。
- 4 補助事業を行うため契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領（平成 24 年 10 月 9 日付）のとおり県内企業と契約するように努めること。

【別添】

事業実施主体名	品目名	総事業費 (千円)	着 手 予定日	理由

注) 個人申請の場合は、代表者役職名・氏名の項は記入不要。

(様式第 1－3 号)

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

事業実施主体名
所 在 地
代表者役職名・氏名

佐賀県露地野菜 100 億円アップ推進事業実施状況報告書
(令和○年度：○年目) について

佐賀県露地野菜 100 億円アップ推進事業実施要領別記 1 の第 9 に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

別紙のとおり

〔関係書類〕

- ・露地野菜導入チャレンジ事業実施状況報告書（別紙 D－1）（添付資料含む）

注）個人申請の場合は、代表者役職名・氏名の項は記入不要。

(別紙D－1)

露地野菜導入チャレンジ事業実施状況報告書（○年目）

1 事業実施主体の概要

団体名		
代表者名		
担当者名		
	(TEL)	(FAX)
	(E-mail)	

(注意)

担当者は、本事業の実施及び会計手続等の窓口となる者を記載する。

2 対象品目・新規作付け年月

・ 令和○年○月

3 目標と実績

	目標(A) (作付面積:ha)	実績(B) (作付面積:ha)	達成率 (B/A)	課題及び改善方法 (達成率が8割未満の 場合に記入する。)
採択後作付1年目 (令和○年度)				
採択後作付2年目 (令和○年度)				
目標年 (令和○年度)				

(注意)

1 目標年の欄は事業採択後作付1年目の翌々年度とする。

2 達成率は、目標に対する達成度を小数点第2位を四捨五入し、%単位で記載する。

※ 本事業に複数年取り組む場合は、事業最終年度の翌年度から提出すること。

〈添付資料〉

・ 品目ごとの出荷実績が分かるもの

別記2 露地野菜生産拡大支援事業

第1 事業の内容

本事業は、露地野菜・露地花きの生産基盤の強化に向けた取組を推進するため、生産安定技術の導入等により露地野菜の安定的な生産及び出荷に取り組む事業実施主体に対し、一定の助成単価により当該取組面積に応じて県が補助する事業とする。

第2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、県内に居住し、事業の実施及び会計処理を適正に行い得る体制を有する以下の農業者又は団体とする。

- 1 県内に居住する農業者
- 2 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の規定する法人をいう。以下同じ。）
- 3 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）
- 4 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。以下同じ。）

第3 対象品目

本事業の対象となる露地野菜及び露地花きの品目（以下「対象品目」という。）は、以下のとおりとする。

- 1 野菜生産出荷安定法施行令（昭和41年7月1日政令第224号）に定められている指定野菜及び野菜生産出荷安定法施行規則（昭和41年農林省令第36号）に定められている特定野菜であって露地で栽培される野菜。ただし、きゅうり、トマト、ピーマン、いちご、メロン、スイカ、アスパラガスは除く。
- 2 その他、地域で産地化が期待される露地野菜。
- 3 シンテッポウユリ、ホオズキ。

第4 事業実施期間

- 1 本事業の事業実施期間は、第8の規定により新たに採択された年度を含む3年度間以内とする。
ただし、2年度目以降に継続して事業に取り組む場合であっても、第8の承認を受ける必要がある。

第5 助成単価等

1 助成単価

本事業の助成単価は、下表に掲げるとおりとする。

取組期間	助成単価（水田）	助成単価（畑地）
1年度目	10アール当たり3万円	10アール当たり5万円
2年度目	10アール当たり2万円	10アール当たり4万円
3年度目	10アール当たり1万円	10アール当たり3万円

2 事業対象面積

事業対象面積は、事業採択前と比較し、事業実施年度に作付け拡大された露地野菜・露地花きの栽培面積とする。ただし、対象品目ごとに5ヘクタールを上限とする。

原則として、定植し出荷した圃場の面積とするが、定植後、大雨等の被害により出荷に至らなかった場合も対象とする。一方、価格下落等の理由により事業実施主体の判断で出荷しなかった場合は、対象としない。

第6 事業の採択要件

事業の採択要件は次のとおりとする。

- 1 対象品目の事業対象面積及び目標年度（採択された年度の翌々年度）に作付けする面積は、以下に定める面積以上であること。

（1）露地野菜

事業対象面積が 50 アール以上であり、かつ、取り組み期間を通じて 1 年度目の事業対象面積以上の面積であること。また、目標年度に 1 ヘクタール以上の面積拡大を行うこと。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、事業対象面積を 10 アール以上とし、目標年度に 30 アール以上の面積拡大を行うこと。

ア 栽培の実証を行う圃場の過半が、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 1 の（1）に規定する対象地域内の田・畑、又は「農林統計に用いる地域区分の制定について」において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域内の田・畑であること。

イ 栽培実証を行う品目が 1 株から複数回収穫する労働集約型の品目であること。

（2）露地花き

事業対象面積が 5 アール以上であり、目標年度に 15 アール以上の面積拡大を行うこと。

- 2 第 7 の生産安定のための取組を、事業の実施期間にわたり継続して実施する計画となっていること。

- 3 事業実施主体、又はその構成員等は、さが園芸農業振興産地計画策定要領（平成 31 年 3 月 7 日付け園第 2474 号）に規定する「園芸産地 888 計画」に位置付けられていること、又は策定していること。

ただし、「園芸産地 888 計画策定」に当たり、販売先の確保を行い、計画的な生産に努めるものとする。

第7 事業の実施基準

事業実施主体は、次に掲げる生産安定のための取組を実施するものとする。

なお、事業実施主体が複数の組織により構成されている場合は、その全ての組織が連携して取組を実施するものとする。

- （1）事業実施主体は、次に掲げる対策について、事業の実施期間の 1 年度目にあっては 3 つ以上、2 年度目にあっては 2 つ以上、3 年度目にあっては 1 つ以上を、事業対象面積の全てにおいて取り組むものとする。

なお、気象や天災など事業実施主体の責によらない理由で実施できない場合であって、かつ、取組に必要な資材・機器等の準備が確認できる場合にあっては、別途、協議を行いその取扱いを決定するものとする。

ア 土壌改良・排水対策

明渠、暗渠施工等による排水性向上や堆肥等施用による土壌改良など、ほ場条件の改善に有効な対策の実施。

イ 病虫害防除・連作障害回避対策

輪作や土壌消毒など、病虫害防除に有効な対策の実施。

ウ 地温安定・保水・風害対策

不織布の敷設など、高温・低温、干ばつ、風害等の被害抑制等に有効な対策の実施。

エ 適期作業の励行

安定生産のため、予め栽培計画を作成し、計画に沿った栽培の実施。

オ 省力・低コスト化対策

機械の導入など、生産コストの低減や省力化に資する取組。

- （2）対象品目ごとに作業内容等がわかるような栽培日誌を作成する。
- （3）年度ごとの取組期間は、3 月末までに圃場へ定植又は播種を行い、かつ 3 月末までに第 7 の生産安定の取組を完了すること。
- （4）「園芸産地 888 計画」に基づいた取組を実施すること。

第8 事業実施計画

1 事業実施計画の内容及び提出手続

- (1) 事業実施主体は、様式第2-1号により事業実施計画を作成し、知事に申請するものとする。
 - (2) 知事は、(1)により申請された事業実施計画の内容が第6に掲げる要件等を満たすかどうかを確認し、当該要件等を満たすと認めた場合には、別表1の採択ポイントの高い事業実施主体から予算の範囲内で採択するとともに、事業実施主体に承認の通知を行うものとする。
また、知事は、事業実施計画が妥当でなかった場合、または、予算の範囲内で採択できなかった場合には、事業実施主体に不採択の通知を行うものとする。
- ## 2 次に掲げる事業実施計画の変更は重要な変更とし、重要な変更に係る手続は1に準じて行うものとする。
- (1) 事業の中止又は廃止
 - (2) 成果目標の変更
 - (3) 事業費（補助金）又は事業量（事業対象面積）の10%を超える減
 - (4) 第7に掲げる取組の変更
 - (5) その他、事業実施の根幹に関わる事業内容の変更

第9 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、目標年度までの間、毎年度、様式第2-2号により事業実施状況報告書を作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに、知事に提出するものとする。
- 2 知事は、1の報告の内容について検討し、必要があると認めるときは、事業実施主体の業務の状況、補助金の交付のための措置について報告を求め、調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。
- 3 知事は、2で求めた報告の徴収、調査の実施等の結果により、事業実施主体が補助金を不正に受給していると判断した場合には、補助金の返還等の措置を講じることができる。
- 4 事業実施主体が、採択年度から3年度内に第6の1の要件を満たさなかった場合には、災害等やむを得ない理由がある場合を除き、過年度分を含め補助金を全額返還するものとする。

別表1 採択ポイント

次のポイントが高い事業実施主体から予算の範囲内で採択する。

	初年目の面積拡大ポイント		
	①第6の1に規定する取組 (②、③以外)	②第6の1のただし書きの取組 (中山間地域・労働集約型の野菜)	③露地花きの取組
目標ポイント	採択前からの拡大面積 3ha 以上拡大の場合 10ポイント 2ha 以上の場合 8 1ha 以上の場合 6 50a 以上の場合 4	採択前からの拡大面積 1ha 以上拡大の場合 10ポイント 50a 以上の場合 8 30a 以上の場合 6 10a 以上の場合 4	採択前からの拡大面積 30a 以上拡大の場合 10ポイント 20a 以上の場合 8 15a 以上の場合 6 5a 以上の場合 4

(注意) 継続申請は優先採択とする。

(様式第 2－1 号)

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

事業実施主体名
所 在 地
代表者役職名・氏名

佐賀県露地野菜 100 億円アップ推進事業実施計画（○年度目）の
（変更）承認申請について

佐賀県露地野菜 100 億円アップ推進事業実施要領別記 2 の第 8 に基づき、関係書類を添えて
（変更）承認申請します。

（変更の理由）

〔関係書類〕

- ・露地野菜生産拡大支援事業実施計画書（別紙 A－2）（添付資料含む）
- ・誓約書（別紙 B、別紙 C）

（注意）

- 1 標題の（○年度目）には、取組期間（1 年度目、2 年度目、3 年度目）を記入する。
- 2 取組品目ごとに事業実施計画（変更）の承認申請をする。
- 3 事業実施計画の承認申請を行う場合は、（変更）、（変更の理由）を消去すること。
- 4 変更承認申請を行う場合には、（変更）及び（変更の理由）の（ ）を消去し、変更の理由を記入すること。また、事業実施計画の承認通知があった計画の内容と変更後の計画の内容とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載する。
- 5 個人申請の場合は、代表者役職名・氏名の項は記入不要。

(別紙A－2)

露地野菜生産拡大支援事業実施計画

1 事業実施主体の概要

団体名		
代表者名		
担当者名		
	(TEL)	(FAX)
	(E-mail)	

(注意)

担当者は、本事業の実施及び会計手続等の窓口となる者を記載する。

2 対象品目

--

3 園芸産地 888 計画の策定主体

例) ○○部会、法人名など

4 産地の現状・課題

(例) ○○の農業は、これまで、□□等の作物生産を主体とした農業生産が展開されており、今年産より、○○の栽培を進めることとしているが、□□については・・・・のような問題が生じており、○○等により産地の生産基盤を強化することが課題となっている。
(※営農に関する現状(栽培作物・面積)、露地野菜の生産状況、課題について具体的に記載すること。)

5 産地の取組(概要)

(例) 今後は、□□を・・・し、単位面積当たりの収量を増加させるとともに・・・していきたい。
(※本事業の目標達成を目指した取り組み等、今後の展開について記載すること。)

6 補助金所要額

取組期	地目	事業採択 前面積 (ha) ①	今年度作 付面積 (ha) ②	事業対象面積 (ha) ③=②-①	単価 (万円 /10a) ④	補助金額 (千円) ③×④×100
1年度目 (令和○年度)	水田	○.○○	○.○○	○.○○	3	○○○
	畑				5	
2年度目 (令和○年度)	水田				2	
	畑				4	
3年度目 (令和○年度)	水田				1	
	畑				3	

(注意)

- 1 申請年度分及び過年度分の欄について記入する。
- 2 事業対象面積は、小数点第3位を切り捨て、ha単位で記載する。
- 3 2年度目以降は、1年度目の事業対象面積以上となること。

7 事業内容 取組期間（令和○年度～令和○年度）

① 生産安定のための取組									
対策項目	1 年度目			2 年度目			3 年度目		
	取組 内容	取組 時期 (年月)	取組 面積 (ha)	取組 内容	取組 時期 (年月)	取組 面積 (ha)	取組 内容	取組 時期 (年月)	取組 面積 (ha)
(記載例) ア 土壌改良・排水対策	弾丸暗 きょの 実施	R5.8月 ～9月	〇.〇〇						
ア 土壌改良・排水対策									
イ 病虫害防除・連作障害回避対策									
ウ 地温安定・保水・風害対策									
エ 適期作業の励行									
オ 省力・低コスト化対策									
取組面積(実面積)	〇.〇〇ha								

(注意)

- 1 1年度目はア～オのうち3項目以上、2年度目は2項目以上、3年度目は1項目以上記入すること。申請年度分及び過年度分の欄について記入する。
- 2 1つの対策項目において、複数の取組を行う場合は、取組内容ごとに記載する。
- 3 取組内容欄には、取組方法及び使用資材等を記載する。
- 4 取組時期欄には、当該取組が行われる年月を記載する。
- 5 取組面積欄には、当該取組が行われる面積を記載する。
- 6 取組面積（実面積）欄は、小数点第3位を切り捨て、ha単位で記載する。

〈添付資料〉

- ・事業対象圃場の所在地及び地目・面積・取組内容等が確認できる資料（参考様式2）
- ・生産安定の取組でエを選択した場合は、栽培計画
- ・事業実施主体の規約等（団体の場合）
- ・園芸産地888計画
- ・その他必要な書類

(別紙B)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己または団体の構成員が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

〔事業実施主体の住所又は事務所所在地〕

住 所

〔団体名、代表者の役職名、氏名及び生年月日〕

(ふりがな)

団体名

(ふりがな)

役職名

(ふりがな)

氏 名

生年月日 (昭和・平成) 年 月 日

- 注 1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。
- 2 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者 及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。
- 3 個人申請の場合、団体名及び役職名の項は記入不要。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報、佐賀県露地野菜 100 億円アップ推進事業に関する事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。

(別紙C)

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

事業実施主体名

所 在 地

代表者役職名・氏名

種苗法に関する誓約書

私は、佐賀県露地野菜 100 億円アップ推進事業に申請するにあたり、下記の事項を確認し、遵守することを誓約します。これに反した場合、当事業の補助金の返還を命じられても異議を申し立てません。

記

- ☐他人の畑から苗や穂木を無断で採取しません。
- ☐育成者権者に無断で苗の増殖や高接をしません。
- ☐無断で増殖した苗や穂木を第三者に譲渡しません。
- ☐無断で増殖した苗や穂木を第三者から譲受しません。
- ☐佐賀県登録品種について、育成者権者に無断で第三者に譲渡しません。
- ☐生産地域が県内に制限されている品種については、県外で生産しません。
- ☐県内で生産が認められていない他県の登録品種については、育成者権者に無断で苗や穂木の譲受や栽培をしません。
- ☐第三者による苗や穂木の盗難を防止するため、圃場を厳重に管理するとともに、収穫が終了した苗や果樹のせん定枝は適切に処分（焼却・粉砕）します。
- ☐種苗法や県育成品種の許諾方針に違反すると思われる行為を発見した場合は県に通報します。
- ☐種苗法違反を犯した場合の罰則を理解しています。
(参考) 種苗法違反の罰則
 - ・ 10 年以下の懲役または、1,000 万円以下の罰金（法人は 3 億円）
 - ・ 当該品種の生産・販売の差し止め（樹木の伐採、果実の処分など）
 - ・ 無断利用によって育成者が被った損害の賠償

注 1) 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。

2) 記以下の事項を遵守する場合は、□欄にチェックを入れること。

3) 個人申請の場合は、代表者役職名・氏名の項は記入不要。

(様式第2－2号)

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

事業実施主体名
所在地
代表者役職名・氏名

佐賀県露地野菜100億円アップ推進事業実施状況報告書
(令和○年度：○年度目)について

佐賀県露地野菜100億円アップ推進事業実施要領別記2の第9に基づき、下記のとおり
関係書類を添えて報告します。

記

別紙のとおり

〔関係書類〕

- ・露地野菜生産拡大支援事業実施状況報告書（別紙D－2）（添付資料含む）

(注意)

- 1 関係書類として、別添資料を添付する。
- 2 個人申請の場合は、代表者役職名・氏名の項は記入不要。

(別紙D－2)

露地野菜生産拡大支援事業実施状況報告書（○年目）

1 事業実施主体の概要

団体名		
代表者名		
担当者名		
	(TEL)	(FAX)
	(E-mail)	

(注意)

担当者は、本事業の実施及び会計手続等の窓口となる者を記載する。

2 当初事業計画承認年度

--

3 対象品目

--

4 産地の現状等

(例) ○○の農業は、これまで、□□等の作物生産を主体とした農業生産が展開されており、○
○年頃より、○○の栽培を進めてきたところであるが、□□については・・・・のような問題
が生じている。

(※記入例を参考に営農に関する現状（栽培作物・面積）、露地野菜の生産状況、課題について
具体的に記載すること。)

5 事業の効果及び改善方策

	事業の効果	課 題	改善方策
1 年度目 (令和○年度)			
2 年度目 (令和○年度)			
3 年度目 (令和○年度)			

6 補助金額

	地目	事業対象面積 (ha)	単価 (万円/10a)	補助金額 (円)
1 年度目 (令和○年度)	水田	○.○○	3	
	畑	○.○○	5	
2 年度目 (令和○年度)	水田	○.○○	2	
	畑	○.○○	4	
3 年度目 (令和○年度)	水田	○.○○	1	
	畑	○.○○	3	

〈添付資料〉

- ・品目ごとの出荷実績が分かるもの